

週休 2 日工事の実施要領の改定について (お知らせ)

令和 8 年 4 月

山口県農林水産部 (森林整備課)

建設業の担い手確保・育成に向けては、建設工事従事者の休日の確保や処遇改善を行うことが重要です。このたび、週休 2 日の実現に向けた取組を強化するため、以下のとおり、実施要領を改定することとしたので、お知らせします。

令和 8 年 4 月 1 日～

月単位及び完全週休 2 日の補正係数を改定し、通期の補正係数を廃止します。

【詳細】

1 発注方法等

- ・現場作業を行う期間が 1 週間以上の全ての工事[※]において発注者指定型の「週休 2 日工事（現場閉所型または交替制）月単位」で発注する。
- ・契約後の受発注者協議により、月単位もしくは完全週休 2 日のどちらを実施するか決定する。

※応急復旧工事など、週休 2 日工事の実施が困難な工事は除く。

2 経費の補正方法

- ・発注時は、月単位の補正係数で各経費を補正したうえで予定価格を設定する。
- ・完全週休 2 日の達成が確認された場合は、完全週休 2 日の補正係数で各経費を乗じた契約変更を行う。
- ・月単位に満たない場合は、補正分を減額する契約変更を行う。

※月単位：連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の休日を確保している状態

※完全週休 2 日：連続する全ての週において、土日の休日を確保している状態

3 適用基準日

令和 8 年 4 月 1 日以降、入札公告又は指名通知する工事に適用する。

4 その他

詳細は、農村整備課ウェブサイト（以下 URL）に掲載の「週休 2 日工事の実施要領（令和 8 年 4 月）」を参照。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/104/150092.html>

(組織から探す > 農林水産部 > 農村整備課 > 【お知らせ】週休 2 日工事の実施要領の改正について)